

## 記念講演

### 教育委員会に期待すること

講師 日本学術振興会理事長

木田 宏 先生

- ◇ 上矢会長よりの御紹介……「教育委員会に期待すること」という演題で、日本学術振興会理事長の木田先生に記念講演をお願いしたわけです。先生は、広島県に生まれ、京都大学の法学部の御卒業で、昭和21年に文部省に入省されておりますが、その後社会教育局の視聴覚教育課長、初中局の地方課長、官房総務課長、大学局審議官、社会教育局長、体育局長、大学学術局長、学術国際局長を経られて文部省の事務次官となられたわけですが、その後国立教育研究所の所長、それから昨年4月からは現在の日本学術振興会の理事長に御就任なされたわけですが、現在の教育行政の組織運営に関する法律の制定の折の、いわゆる暁の国会といわれたあの時の制定のための担当者であった当時の地方課長さんとして御苦勞をいただいたわけで、そのことを思いまして現在の教育委員会の活性化という声が極めてかまびすしい中で、先生の御講演をいただくことは非常に意義深いものがあるのではないかと考えるわけでございます。

ただ今、会長さんからの御紹介がございましたように、皆さんの28回の定期総会並びに研究大会で話をせよという大変ありがたい御案内をいただきました。ちょうど昨日解散になったわけですが、30年前の昨日の朝、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案が参議院乱開国会、3日3晩徹夜で、警察官が本会議場に入るという大変な審議の結果、2日の朝やっと可決成立いたしました。縁がありましたたまたま担当課長として担当しておりました法案がそうしたすさまじい乱開国会のあとで成立いたしました忘れられない日がもう30年を経たというわけでございます。そうして、昨今、教育



委員会は どうして おるか という よう な 指 摘 を う け て お る の で ご ざ い ま し て、 い ろ い ろ と 思 い 返 し て み ま し て 印 象 の 深 い こ と が た く さ ん あ り ま す。 教 育 委 員 会 が 何 を し て い る か、 教 育 委 員 会 の 活 性 化 を 図 ら な け れ ば い け な い の で は な い か、 と い う 指 摘 が 現 在 審 議 の 行 わ れ て お り ま す 臨 時 教 育 審 議 会 で も 行 わ れ て お り ま し て、 私 は そ の 専 門 委 員 と い う こ と で、 今 の よ う な 議 論 を し て い る と こ ろ へ 入 っ て お り ま す。 何 だ か 被 告 席 に 坐 ら さ れ た よ う な 感 じ が し て い る の で ご ざ い ま す。 こ の 間 も 上 矢 会 長 さ ん に お 越 し を い た だ き ま し て 実 状 の お 話 等 御 紹 介 が ご ざ い ま し た。

皆 さん か ら 市 町 村 の 教 育 委 員 会 を ど う す る の だ ろ う と い う お た ず ね を い た だ く に つ け ま し て も、 教 育 委 員 会 と い う も の は、 ど う い う 経 緯 で 今 日 に 至 っ て お る か と い う こ と だ け は 皆 さん に ぜ ひ も う 一 度 考 え て み て い た だ き た い、 教 育 委 員 会 の 今 日 ま で に 至 り ま し た 所 以 を も う い っ ぺ ん 考 え て い た だ い て、 そ し て 今 日 か ら 将 来 に 向 け て 日 本 の 教 育 を 考 え る と き に、 ど う い う 仕 事 を し て い た だ き た い か と い う こ と を お 話 を 申 し 上 げ て み た い と 思 い ま す。

本 年 は ち ょ う ど 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 が 可 決 制 定 さ れ ま し て か ら ち ょ う ど 30 年 た っ た わ け で ご ざ い ま す が、 教 育 委 員 会 制 度 が 生 ま れ て か ら も う か れ こ れ 40 年 近 く な る わ け で ご ざ い ま す。 戦 後 の 歴 史 と と も に 教 育 委 員 会 と い う も の が 進 ん で ま い り ま し た。 そ こ で 戦 後 の 教 育 改 革 に お け る 教 育 委 員 会 制 度 と い う も の が 何 で あ っ た か と い う こ と を ま ず も っ て 考 え て み た い と 思 う の で ご ざ い ま す。 戦 後 不 幸 な こ と に 敗 戦 と い う か つ て な い 苦 し み を 経 ま し て 日 本 の 教 育 も 根 本 的 に 改 革 を さ れ た と 言 わ れ て お り ま す。 学 校 制 度 が 改 ま っ た、 六 三 制 が 発 足 を し た、 男 女 共 学 も 進 ん だ、 中 等 教 育 が 中 学 校、 高 等 学 校 と い う 一 本 の も の に な っ た 等 さ ま ざ ま な 学 制 改 革 が 行 わ れ ま し た。 こ れ は そ れ 以 前 の 学 校 制 度 と 比 べ ま す と、 そ こ に 大 き な 断 絶 が あ っ た と い う ふ う に 多 く の 研 究 者 に よ っ て 書 か れ て お り 指 摘 さ れ て お る の で あ り ま す が、 よ く よ く 考 え て み ま す と 戦 後 の 教 育 改 革 は 戦 前 の 教 育 制 度 に 対 す る 改 革 で は あ り ま し て も、 す べ て が 断 絶 し た と い う の で は な か っ た の で す。

戦 後 40 年 た っ た 今 日、 日 本 の 学 校 制 度 を 考 え ま す と き、 戦 後 の 教 育 改 革 は 断 絶 で は な く て 連 続 で あ っ た と い う ふ う に 考 え な け れ ば な ら ない 部 分 が 可 大 き い と 思 う の で あ り ま す。 義 務 年 限 の 延 長 も そ う で し て、 敗 戦 に よ っ て 義 務 年 限 が 9 年 に な っ た と い う 事 実 は 事 実 で あ っ て も、 そ れ は 戦 前 か ら の 連 続 で ご ざ い ま す。 戦 時 中 あ の 戦 争 の 最 中 に 8 年 に す る と い う 決 定 を 日 本 政 府 は し て お る の で あ り ま す し、 も っ と ず っ と 前 に、 大 正 8 年 か ら 義 務 年 限 は 6 年 で は い け ない と い う 議 論 が 出 て お っ た こ と で す か ら、 戦 争 に 負 け て 戦 後 加 速 し た と い う こ と は 言 え ま し て も、 こ れ は 逆 の 方 向 を た だ っ た と い う わ け で は ご ざ い ま せ ン。 中 等 教 育 の 一 本 化 高 等 学 校、 学 校 制 度 の 単 純 化 と い う 問 題 も 明 治 以 来 進 ん で ま い り ま し た 日 本 の 教 育 発 展 の お の ず か ら の 方 向 で し て、 決 し て 戦 前 の 学 校 制 度 に 対 し て 戦 後 の 学 校 制 度 が 逆 な 方 向 に 走 っ た と い う こ と で は な か っ た の で ご ざ い ま す。

一 番 大 き な 違 い は 小 学 校 以 外 に お き ま す 男 女 共 学 で ご ざ い ま し た。 こ れ は 日 本 の 中 に あ り ま し た 男 女 に つ い て の 別 々 の 考 え 方 と い う の が 学 校 制 度 に も 色 濃 く 残 っ て お り ま し て、 旧 制 度 に お い て は 女 子 は 大 学 ま で 行 け な か っ た、 建 前 と し て そ う い う 制 度 に な っ て い な か っ た と こ ろ を、 女 子 も 同 じ よ う に 学 校 教 育 を 受 け る と い う こ と が 可 と い う こ と に な っ た の は、 可 大 き な 改 革 で あ っ た か と 思 い ま す。 し か し こ れ と も 今 か ら お 考 え に な っ て 戦 前 の 教 育 が そ の 戦 後 の 男 女 共 学 に よ っ て 全 部 違 っ た 方 向 へ 走 っ た と い っ て い い か だ う か と い う ふ う に 問 い 直 し て み ま す と、 戦 前 と い え ど も 女 子 に ち ゃ ん と 大 学 の 機 会 を 与 え て い く、 そ し て 同 じ よ う に 勉 強 可 と し よ う と い う 流 れ は 細 々 と で は あ り ま し た が あ っ た わ け で す か ら、 全 く 逆 の 方 向 に 走 っ た と い う も の で は な か っ た と 思 う の で あ り ま す。 で す か ら、 外 形 的 に み ま し た 教 育 制 度 は 決 し て 戦 前 と 断 絶 が あ っ た も の で は な く て、 戦 前 す で に い ろ い ろ と う ご め い て お り ま し た 教 育 発 展 の レ ー ル を 戦 後 の 大 変 な 困 窮 の 中 で、 教 育 こ そ 大 事 だ と い う 国 民 の 熱 意 に 支 え ら れ て 連 続 的 に 発 展 し た と 私 は 考 え る の で ご ざ い ま す。 こ の 連 続 の 線 に 乗 っ た 改 革 は、 非 常 に 順 調 に 戦 後 も 発 達 を い た し ま し た。 あ ん な 無 理 を し て 造 っ た

制中学も予定の期間内には全部完成をしてくまなくみんなが義務教育を受けるようになった、そしてやがて90何%の子どもたちまで高等学校に行くようになった、こういう素晴らしい発展は実は連続の層の中で走ったから素晴らしい発展があったと考えるべきものであると私は思うものであります。

ところが、戦後の改革の中で、戦前と連続しておると必ずしも言えないものがございました。それは考え方の上での改革でございます。戦前は教育は国民の義務であるということからスタートしておりました。義務教育ということに一番力点がおかれたのもそこでございます。ところが、戦後は教育は国民の権利であるというふうに言いかえたわけです。憲法の26条はまさにそのことをうたったわけでした、すべての国民は法律の定めるところによりと書いてありますけれども、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するというのが真正面に出てきたわけでありまして。国民の教育を受ける権利、こういう発想は旧制度の中ではそれほど基本的な発想ではなかった。

もう一つは教育について考え方が違った。それはどういうことかといいますと、明治からの教育制度は国が教育をします、だから国民は国の教育に従いなさい、義務として子どもを学校にあげなさい。こういう発想であったかと思えます。ですから、小学校の訓導も今の言葉でいえば国家公務員でございました。月給こそ市町村から支給されるとか、都道府県から支給されるということがございましたけれども、小学校の訓導も図書館の司書も、今の言葉でいえば国家公務員であり、一部の役所に残っておる今日の地方事務官に対して地方教官という発想であったのでございます。教育は国がしてあげます。国民は国のしてあげる教育に子どもをお預けなさい、そうすればすべて国が十分に面倒をみて育ててあげます、いい国民にしてあげます、こういう発想でございました。

これに対して戦後の憲法は、教育は勉強するということを含めて国民の権利である、その権利を保証するために学校を造れ、そしてそこに受け入れる義務がある。同じ義務教育も国民の権利を保証するために学校で受け取る義務があるよ、こういうふうに権利を先に出して第2項に、義務教育を下げた、これは考え方として大きな変化であります。その考え方の底に、国家が教育をする、それに対して県も市町村も手伝って国の教育のために必要な学校を造り、教材を整備しなさい、国は先生方を地方長官の手によって任命をして子どもを預かるといういままでの発想ではだめだ、そういうことをしたから画一的な戦前の教育になったのであって、むしろ教育は親の責任であり、本人の権利である、だから地域で親が子どもを各教育をしたいと思う教育制度に変えなさい、これが教育使節団のお下げ渡しになった制度改革の基本であったわけですね。

このことは、戦前考えてきた教育発展の考え方とは真向反対なんでありまして180度逆なのであります。教育使節団の報告の中に、日本の教育は高度に中央集権化された19世紀のヨーロッパ型の教育なんだと、だから各学校の各段階にこれだけのことは小学校で教える、中学校で教える、高等学校で教えるという一定の知識水準があるときめこんで生徒の能力や関心の相違を無視してそこまで引張るという教育をやってきた、戦時中はその発想によって軍国主義的な教育をやった、どこまで画一的なスタンダードが達成されたかということが能率の尺度であった、しかしこれからは違う、子どもたちの能力と適性に応じて教育をするというふうに変えなければいけない。そのメカニズムを保証するものが教育委員会の制度である。はじめに国があって末端まで学校が作られるというのではないのであって、はじめに地域があって、地域の父兄を代表する教育委員会が教育を行う。要するに地域の住民集団が自分たちで子どもの教育をやるという発想に切り替えた、それを保証するのが教育委員会である、こういう制度改革であったわけですね。

これはまさに180度逆のことを占領当局から言われたわけでした、日本の政府はこれはいかんと、これはまさにアメリカの勝者の驕りである、何とかしてこういう逆の発想はくい止めなければいけない、これが当時の占領下にあった先輩たちの苦心であったところなのです。田中耕太郎先生が昭

和21年の文部時報に書いておられます。教育委員会制度というのは、日本の教育の分断政策である、何とかして阻止しなければいけない。ちょうど教育委員会法という法律を昭和23年の春の国会に提案するときに担当大臣であったのは森戸辰男先生であります。森戸辰男先生は、アメリカがいう選挙による市町村ごとの教育委員会なんてとんでもない話だということ強く考えておられまして、御自身で何度か司令部に足を運ばれて選挙によって教育委員を選ぶというようなことは絶対にだめだ、責任者として責任持てないということをおっしゃったのですが占領下の悲しさでありましてお前らはこういう民主化の努力をやらないということではだめだといって押し切られた、いかにそれが無念であったか、そして政府の提案いたしました教育委員会法、市町村の末端まで教育委員会を置くということはよくない、日本が国を中心にして広めてきた教育制度を国の責任をばらばらにして、市町村ごとに分解をして、そして分断してしまうという発想で、しかもそれを選挙によって選ばれた代議員の手によってやれなんていうことは日本の実状を余りにも無視しておる、何とかしてこれは引き延ばすほかない、これは文部省の事務当局もおなじであったと思いますし、政治家も同じであったでしょう。



▲森戸先生—そのあたりのお写真で編集子直接いただいたもの▲

教育委員会法を作れといわれたときに、昭和23年、ともかく都道府県と五大市には置くことにする、それ以外は置くなというわけにはいかないから置きたい所だけ置いてくれ、ということで法案が用意されました。しかも余り小さい所は具合が悪いからということで政府でいろいろと苦心して出した法案が国会で時の野党のかけ引きにあいまして、森戸文部大臣の知らないうちに悪い方向に修正された、そして昭和23年の7月15日にこの教育委員会法というのが成立したのであります。森戸先生は、第三の教育改革という御本にまとめられたものの中に、この教育委員会法制定当時のことを回顧して、いかにそれが残念な、日本の実状にあわない改革であったかということをお自分の筆で書いておられます。それ程教育委員会制度というものは、日本の過去の国情にあわないというふうにみんなが考えて、そして市町村の教育委員会はできるだけつくりたくないでしょう、ということで文部省の当局も考えてきたのでございます。

個人的なことを申し上げて恐縮なんです、私は昭和23年の第1回の選挙のありました公選のこの委員のもとで24年から2年近く千葉県の教育委員会で仕事をいたしました。ですから、公選の委員会というのはどういうものであるかということも身をもって体験いたしました。その時には、千葉県には千葉市と野田町という二つの市と町に教育委員会が誕生いたしました。市と町の教育委員会というのが何であるかということも幸いにして自分の仕事の範囲の中で知ることができました。そんなことがあったからだと思えますけれども、やがて呼びもどされまして昭和25年の暮から教育委員会制度に関わることになったのでございます。昭和25年には町村までとにかく教育委員会を置くというのはいくつかの発想で、市だけは教育委員会を置いても結構ですが、町村に教育委員会を置くのは待ってくれという法改正をいたしまして、25年には15の市だけに、政府がブレーキをかけますから、占領下でありましたけれども、それっというふうにみんなやろうという所は余り数多くなかった、物好きな市が手を挙げてきたということだったでしょう。しかし結果的にみますと、そういう市が少しあったということは大変ありがたいことです、政府全体が抑制ムードですから占領下でありまして、僅かしか教育委員会がスタートしなかった。

それがいよいよ待ったなしの昭和27年を迎える時になったのであります。天野貞祐先生が大臣を

しておられまして、どうしたものかという議論を繰り返したわけですがなかなか甲論乙駁で帰結しない。川崎市の教育委員長さんに風巻義雄さんという熱心な方がおられまして、こういう良いものはぜひつくらなければいけない、選挙だっていいじゃないかとがんばられるのです。文部省としては、出来た市町村の教育委員会の御努力というのは多として、何とかその意見を汲み取るように考えなければいけないけれども一方においてはああいう占領政策のおとし子はまっぴらだという文部省以外の各省からはじまりまして政治家の頭があるから、その間も何とかして調整をとらなければいけない、地方制度調査会その他はああいう小さい教育委員会なんかは絶対にいらない、占領政策の見直しは高々大まけにまけても15万人以上の市だというような答申を出しておるときですから、天野大臣も簡単に現在の法律が昭和27年の10月には全部選挙をするという法律になってもそう簡単にはいかない。そこでこれを昭和27年の春の国会にもう1年間だけ待ってくださいという法案を出したのでございます。

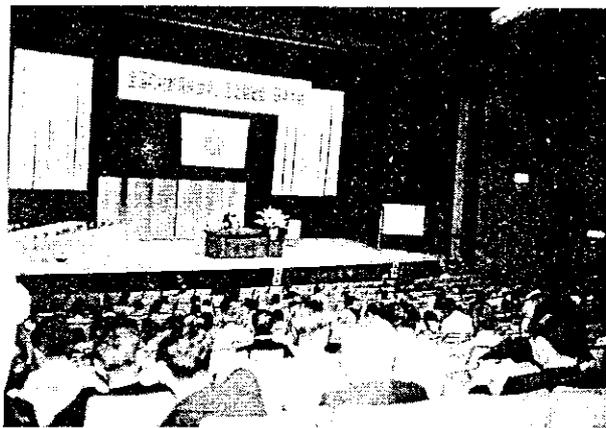
これが参議院は全会一致で通ってまいりまして衆議院に來ました。当時、昨日まで議長をしておられました坂田道太先生は文教委員会の新進気鋭の文教委員でございました。この先生方は、3年も4年も議論をして文部省はさぼっとる、一寸延ばしに教育委員会制度を引き延ばすのはけしからんというので、1年延期してくださいという天野先生の出した法案を衆議院の文教委員会は否決してしまつた。私どもその時にいっしょうけんめいになってその法案を抱えておつたわけでございます。そこでこれはいかにというので、その春の国会が終わって8月の初めに招集された臨時国会に今度は衆議院から、1年待ってもらわなければ間に会いませんという法案を出して審議をお願いしたのですが、今回の解散とはちがひまして、8月28日全く抜き打ちに国会が解散になってしまい、衆議院の選挙は10月1日と決まつたわけですから。教育委員会の選挙は10月5日絶体絶命になりまして、政府は全く考えていなかった市町村の教育委員会が1万の市町村にできるということになった、こういう経緯で出来たものですから、法律があれば皆さんがそれに従ってくださるといふのは立派なことだなあということをおもひも実感いたしましたけれども、出来たこととたんからいらないものが出来たから潰せ、ああいう占領政策の鬼子は潰せということで論議が始まつたのであります。

そのデッドラインが昭和31年にまいりました。私は縁があつて30年の暮れから、何とかしなければいけないという教育委員会制度を担当する課長になりました。そこでいろいろ考えましたことは、僅か4年間であつた、昭和27年から、しかしこの市町村に教育委員会を置いたという4年間の経験を、これは間違いであつたかもしれないけれども、もう少しその経験の意味のあるところを生かさなければいけない、だから戦前の制度がいいからといってこれを全部廃止してしまうようなことはしない方がよろしい。なぜきんだかといひますと、委員を選挙で選んだということによってすべてきんだのであります。市民の民意を代表する教育委員が出るはずであつたのに、組合の代表が牛耳るような教育委員会になつた。そして知事や市町村と確執を重ねる。選挙の競争相手になる教育委員というのが目障りになつて仕方がない。ですから、教育委員会というのは政治的には中立であるべきはずだつたものが選挙で選ぶということによって政治的に曲がってしまった。組合の行き過ぎによるいろんな騒動が昭和29年には火を吹きまして、大達大臣が教育正常化のための法律を出すというようなこともされた。このことがやはり直しておかないと教育委員会制度の本来の趣旨が実現できないと。しかも私は地方自治という教育委員会に期待することを何とかもう少し実践をしてみようということをおもひなければならぬというので、市町村の教育委員会は残しますという進言を時の清瀬文部大臣に申しあげました。これは私が千葉で勤めておつた時の千葉市と野田町の教育委員会のあり方をみて、その後27年から生まれてきた市町村の教育委員会、またそれまでの間に千葉、野田以外にも岸和田だとか西宮だとかいろんな所で教育委員会の仕事が進んでおりました。そういう所を見て、何とかこの皆さんの努力を生かすようにしなければいけない。その生かす道は、

市町村に教育委員会を置いて、教育の問題というのは町の、村の問題、自分たちの地域の問題だという発想を皆さんが持ってそこから立ち上がるということにしないといけないだろうというふうに考えたからでございます。

県で勤めておりました時に仕事をしてみて、学校統合というのがいかに大変なことであって命取りになるかということも体験いたしました。戦前の知事さんといえどもうかつに学校の統合はできない。それはなぜか。学校が地域の学校だからです。決して上からつくれといったものではない。学校を支えておるのは地域の父兄であり、住民である、おらが村の学校である。それを簡単に斬かすとは何事だ。こういう力というものを、私自身も県において体験したからです。この力が行政制度の中で生きていくというふうにしなければいけない。その実験をもう少しやってみて、ほんとうに教育委員会があるものかいないものか。これをじっと考えてみる必要があるというふうに思って市町村に教育委員会を残す。教育長というりっぱなポストを市町村役場に置かなければいけない。そう考えまして、大蔵省も自治省も反対しましたけれども、私が直さなければ教育委員会法はそのまま残ってしまう。その意味では、責任ある担当課長というものの地位は大変重いのです。私は大変生意気であり、頑固であってけしからぬという面もあったかもしれません。とにかく予算を大蔵省は反対してつけてくれない。よろしい、いらん、自分の考える案をつくってこれで賛成してくれないのだったら知事会も町村会も賛成してくれないのだったら元のままでいくしかないではないかという思いつめた気持ちでこの法案を出した。それが大変な乱闘国会になりました。もうこの法律案が、最後にちょうど鳩山新内閣、保守合同、革新も左右両政党が一本化した対決の国会の中でこの法案が成立しないようなら、これは望みがない、役人としても考えなければならぬというぐらいに思いつめたものでございました。小選挙区法案をけとばしてこの教育委員会の改正案が最後に与党の法案になった。これは衆議院議長の坂田さん等当時文教関係で教育を何とかいっしょうけんめい考えなければならぬという国会の中を走り回られた方々、その努力のおかげで今日のこの法案ができた。ですから、選挙のたびごとに大変因縁の深い法案だなと考えるのでございます。

その教育委員会の今日に対して――話を少し飛ばしますけれども――臨時教育審議会の審議経過の概要、そして今回の答申に何と書いてあるか。合議制の執行機関としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての機会、自主性、主体性に欠け、21世紀への展望と改革への意欲が不足しているといわざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる。かなりきつい表現になっています。権限と重い責任を再確認し、生き生きとした活動をつづけている教育委員会の優れた経験を交流しあい、その一部の非活性化してしまっている体質を根本的に改革していくことが不可欠である。こういってその先に幾つかのことが書いてある。私はそこまでの総論はしかたがない、しっかりやっているかというどうも、いじめだっど何だっど学校の中でどうにもならぬことがいっぱい起こっているではないか。学校の責任者としての市町村の教育委員会はどうしている。こう言われると、よくやっておりますとはなかなか言いくいから、ここまでの総論は私も承服しないわけにはいかぬ。だから、何をやらねばならぬかということについては、もう一つ外からの人の意見だなという感じがするのですが、念のために皆さ



人も読んでいらっしゃると思いますが、もういっぺん指摘します。

教育委員の人選と研修をしっかりとやれ、教育長の任期制、これは皆さんの方は教育委員というところで任期制になっていますが、県や指定都市の教育長は以前平均して5年半ぐらい勤めていた教育長が今2年ももたない、こういう状態になっています。これは話にならぬのでして、そこで教育長の任期制を導入せよ。皆さん方の方からいうと専任制にせよ、教育長と言いながら非常勤の職員のような手当をもらって、ちょっとだけ顔を出してくればいい、できるだけ仕事をしない方がいいのだというような教育長さんが僅かばかりでしようがいらっしゃるという話を聞きます。そんなことでは話にならぬではないか、これも言われてみれば無理からぬことである。そして学校でいろんな問題が起こっているのに苦情処理の体制もとれておらぬ、住民は困っているじゃないか、電話相談設けるといっばいかかっている、行政当局以外の人の所で相談業務をやるといっばいそこへ行く、病院のお医者を訪ねて特に精神科医の所には子どもが学校に行きたくないといっているけれどもどうしましょうか、そういう問題の相談がいく。そういう教育上の悩みを引き取ってくれる所はどこにもない、お医者さんだけだ、こういうことでいいか、そして適格性を欠く教員への対応がなっていない、この今年の3月ですか古い事件になりますけれども福岡県の内申問題で昭和47年か8年に起こった事件、福岡県の三つの市と一つの組合で内申を出さなかった、内申を出さない任命権というのは適応かどうかということで最高裁で争われまして、今年の3月13日最高裁の判決が出ました。内申を出さないという自主性を無視するという批判も見えています、ださない方の教育委員会というのは何をみていたか、自分の学校の先生が何をしているかということについて何も状況報告ができない、私は知りませんというような責任回避をしている、そういう責任回避をする教育委員会の内申を待っておらなければならぬ、そんなことはないではないかというのが最高裁の判決であります。これは明らかに市町村の教育委員会はそういう管内の教員が何をしているかということについて節穴だということになるのでありますから、叱られても仕方がない。

市町村の教育委員会は事務能力が十分でないからもう少し大きくしなければならぬという指摘もある。このことは実は私は逆の見解を持つのですが、しかし戦後教育委員会制度を取り入れた時から、ああいう小さい町村役場で何ができるかという発想は政府がずっと考えてきたことで、今日皆さんもそういう発想になっているかもしれない。今日まで同じ発想でおるわけです。しかし、これは考え方を変えてもらう必要があると思っています。それから知事部局や市町村長との仲が余りスムーズでないねという指摘をいって、そして教育委員会の皆さん、もう少し自分の職責を理解してください、こういうことをいっておるわけです。

一般的な抽象論としては、私はある程度否定することのできない現実があると思います。なぜそういうことになったのか。これは教育委員会制度というのが冒頭で申し上げましたように、従来やってきた日本の行政、組織、行政機構とはまるっきり反対のことを実現しようとしたために、教育委員会制度ができて、今日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律ができて、関係者の頭は戦前の行政のシステムと余り変わっていない。国で全部カリキュラムをつくります。ちゃんというふう手順をおろしていきます。ですから、市町村の教育委員会は国で決めたことを県の人が伝えてくれますから、その通りにおやりなさい、それをきちんとやるのが行政だ。教育委員会法はそうは書いていないし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律もそう書いていないにもかかわらず、やったことは、教育委員会法前と同じことをやってきたわけです。戦前と変わっていないことがずっと続いておったのであります。ですから、教育相談をもっと地域住民のお母さん方が困っているのだったら、どうやってそれを助けるかというような発想はなかなか出てこない。今日ようやくそうも言っておれなくなって、小さい町や村にもそういう窓口を開く所が出てきた。しかし、自分たちの子どもの教育をどうするかということを経験の問題として考えるという発想から

すべてが進んで行くということには、なかなか切れていない。そこに基本的な問題があるのです。

3年ほど前になりますか、町田市の忠生中学校で先生が生徒を刺すというショッキングな事件が起きました。その時に私は載った新聞の写真を見てびっくりしました。当時の政務次官をやっておられた大塚さんがその中学校へ行ってみたら便器が全くまる裸であと何も無い。そんな学校のままでよくみんな放っておいたな。何か上から言われてきたことだけやって、自分たちのやらなければならないことはむちゃくちゃに壊れていても知らぬ顔をしている。これはひどいな。そしてその後、あの忠生中学校を立て直した校長さん、2年間必死になって建て直した長谷川先生という校長先生が再興を図られた、そのプロセスにおいて市の当局のとった態度には何か他人の学校のような気がしました。自分の学校を自分の責任で建て直すという発想が感じられなかった。私が出席したあるセミナーで市の教育長さんが話をされたスピーチを聞いていてこういうことではだめだなあと思いました。そこで長谷川校長がおやりになったことは、その校区の子どもさんを出していない商店へ行っていっしょうけんめい頭を下げて、そしてぜひ皆さん方の力を貸してください、うちの中学の子どもに対して声をかけてください、地域の学校だというふうに可愛がってください、私はいっしょうけんめいやりますから皆さん方も子どもさんが学校に上がっていない上がっているにかかわらず何とか助けてくれと町を回られた。そして地域の人たちといっしょになってあの学校を再建されたのです。

これは町田市の忠生中学校だけではありません。私が国立教育研究所におりましたとき、荒れる中学校が、どうして回復して行ったかというプロセスをたずねたことがあります。国立教育研究所につくったチームでいくつかその学校の苦労された先生方の話、父兄の話、そんな記録をまとめております。3部冊か4部冊になって出ておりますから、これもまた見ていただきたいのですが、そういう学校の立ち直りをやったのは何か、おらが村の学校、おらが町の学校を人の手によってではなくて自分で良くするという気概が燃えてきたときにやっと立ち直っているのです。人から言われて嫌々ながら勤めて定年まできたらそこで無事にやめさせてもらうというような意気込みの人たちがおったのでは話になりません。

実はなぜそういうことになるかという、地域の生活環境、社会環境、家庭環境が戦前とすっかり変わってしまったからです。父兄が子どもさんの教育に熱心だということは幸いにも連続しております。ありがたいことです。しかし、明治以来の発想で教育のことは学校におまかせなさい、明治のはじめからそう言ってきた。国におまかせなさい、と言ってきた。それが戦後になって大変効目をあらわしてまいりまして、社会環境が変わったからみんなふうふうして共稼ぎで外にも出なければならぬ、子どもが学校に行くようになった、先生にお願いします預けておきます、全部学校にまかされるようになったのです。

今日学校ではどういうことになっているか。この間、全国教育研究所連盟という所で、小中高等学校の先生2万数千人のサンプルをとって、学校の先生が教育でどういう問題意識を感じているかということ調べて、成果がまとまって発表された。新聞にその部分は載らなかったのですが、小中高等学校の先生それぞれに、あなた方が今教育をしていて一番しっかりやらなければならないと思うことはどういうことですかと聞いた。そうしたら、小中高等学校の先生も子どもたちの教育で一番大事なことは体力をつけること、これが第1位です。二番目は小学校の子どもたちに対していっしょの心を持つこと、中学校高等学校では忍耐力というものを身につけること、そういうことがあがってくるのです。小学校の先生で学力をつけるということは5番目、中学校の先生で4番目、高校の先生でも3番目です。学力以前のことに、子どもたちの面倒を見てやらねばとても授業にはならぬ、こういう声はその調査の中から聞こえてくるのです。それはなぜか。家庭、地域の

環境が変わってしまったからです。戦前は教育のことは学校におまかせなさい、こう学校が言ってきて、教科のことを教えて、字を教えて帰す、よく習ってきた。今は箸の使い方から教えてくれということになる。そして体力的に弱い子どもで学校へ預けられてしまう、学校はまさに保育所であります。そういう地域の環境の変化ということが今日の学校の先生方の負担を非常に重くしているということも考えてやらねばいけない。

どうやって良くするか。それは学校だけで直すことではありません。地域の課題として赤ん坊が生まれたときから、そして家庭における生活のあり方、おじいさんおばあさんとのかかわり方、そういう問題を教育環境としてつくり直すという努力がなければ今日の教育問題というのはなかなか仇やおろそかで解決するとは思えない。それほど社会環境が変わっておるのです。今日の暴力教室はアメリカでもう30数年前に映画になった。アメリカの社会環境がそれだけ進んでいたのか、荒れていたのか知りませんが、日本の生活環境も近代化、経済発展ということによって大きな変化が起こりつつある。その変化を地域全体の教育環境の課題としてつかまえて、どうして地域の中で子どもたちが活力のあるものになっていくか。地域のお年寄りがどうしたら活力のある教育環境に寄与してくれるか、こういう問題を考えてやらなければ学校で文字を教えるということだけやっても学校教育はうまくいくというはずはない。一面では入試の問題、その他はげしくなっています。みんな高等学校へ行きますから。それだけに子どもたちの生活を包んだ全体というものは、もっともっとそのはげしい競争に耐えるような、そういう問題に対応できるような施策というものを考えなければいけない。これは地域によって違います。温泉街をたくさん抱えた遊興の町であれば、そこに勤めておられる女中さん方だって子どもに対する教育の仕方を考えて出来るだけ遠くへ行って住もうというような気づかいをしておられる。

今私が申し上げたような個々の問題は、全国一律にこれだけ達成してくれたらいいのですというように、ある画一的な水準で物を考えていたら、ここまで来い来いといって引っ張ってさえすればうまくいくということでない。今日の時代は、まさに地域ごとに皆さんが地域の教育を住民の親といっしょになってどのように組み立てるかという発想を個別に進めていただく以外にはない。それに対して今の国と県の行政の発想というのはそうなっているか、残念ながら必ずしもそうっておりません。県の方は従来から県で考えておった人事をやること、そして視学が回って行ってここまで来い来いということだけ言っておけば、基盤がどうなっているかということについて指導するという発想はない。それは逆なのです。県が指導することは、地域の特性を皆さんといっしょになって掘り起こして、こういう地域であったらこういうことを考える必要があるという指導をしなければいけない。ところが、そういうことは従来の行政では考える必要はなかった。国の教科過程、学習指導要領をやってください。これで県の仕事は終わり。だから、教育長にどういう人になろうと余り関心がない。こういうことでつい最近まで来ておるのです。

もちろん、私はこれで悲観をしているわけではございません。30年間の動きの中で、国の行政も県や市町村の行政もかなり様変わりをしてまいりました。憲法に地方自治という条文が入ったのは戦後であります。ようやく最近になって少しずつ地方自治の芽をふきつつある。私どもが県におりました頃の昭和20年代は、県の仕事というのは、国の機関委任事務をやる所であって、国のことを市町村へ伝える所であるという発想が、まだ基本的でした。その流れが変わってきたのは、地域開発ということが大きくなってからであると思います。今、参議院に議席を置いておられますが、岩上さんという茨城県の知事さん、知事になられて鹿島開発を起こされた。私は千葉に勤めていた。利根川をはさんで佐原と北側の鹿島と圧倒的に佐原の方が歴史と文化の伝統があって、鹿島なんか田舎であった。あの鹿島開発ということをおやりになって今日行ってみると利根川をはさんで鹿島の方が遙かにレベルアップしている。佐原の方は昔のなつかしい田園風景がまだたくさん残ってい

その時に県の知事さんというのはこれは土建で開発事業をやるんだなという感じがしました。それから各地にそういうことをやり始めてうまくいっている所とっていない所があるのです。最近は大分に平松さんという私どもの仲間のような知事さんが出まして一村一品運動というのをやっている。大分で人口の一番小さい村に鉾山の棄て去られたどうにも仕方がない廃墟があって、それを抱えてもうひいひいしている村がある、そこをどうやって活性化するか、その廃墟の洞窟をばっと生きがえらせる工夫をした。今や観光客がいっぱい来て、そして土産物屋も繁盛する。同じようなことを北海道の虻田（あぶた）町に行った時に感じました。あの有珠山の灰に煙って、大変な災害を受けた。その虻田町が災害にあった施設をそっくりそのまま科学博物館にしてそこへ人を呼びこんでくる、それから地域に自分たちの御先代様がどういうことをしておったかという歴史民族館というものをつくる。そのためには学校の先生総動員して、いろんなおじいさんおばあさんが持っている長持から火鉢からみんな集めてきて、それを学校の先生が専門に応じて整理をして博物館をつくる。こういうのが有珠山の被害を受けた観光地の一つの観光めぐりのルートの中に入っている。そして学校の先生といっしょになって地域の子どもの教育の活性化を図っている。まさに教育の世界でも幾つかいろんな試みを取り上げていきますと、大分で行われているような一村一品運動というのが少しずつ芽生えている。

その芽生えているということはどういうことか。教育というのは地域の課題としてほんとうに自分たちの住民に必要なことを自分たちがやることである。人の助けを待つことではないのだ。そのためには皆さん方がその管内の学校の先生の数だけ手足を持っていらっしゃる。事務局に人がないからできないという声を聞きます。それは学校が先があって、後から市町村役場に教育委員会と教育長が出来たというふうに発想するからそうなるのであって、これを発想を変えていけば、地域の学校の子どもたちのために、親を代表する教育委員があって、学校の先生を同時に連れてきて教育をするかという発想にすれば、皆さんの所属職員というのは学校の全職員の数だけある。私があることに気がついたのはアメリカへ行ってであります。あなたの町の教育委員会には職員が何名おりますかと聞くと、教育長でしょう、校長が5名おるでしょう、指導主事が何名かいますよ、そしてあとは教員の数を答えてくれました。それが教育委員会というものなのです。皆さん方が校長、教員といっしょになって地域の学校を起す。また、教科外の活動についてもそういう先生方の能力を借りて活性化を図る。学校の先生が自分の学校以外のことをやるときにどういうふうにお手当てを差し上げるか、ボランティアとして協力してもらうか、それは皆さんのいろんなかじの取り方でしょう。しかしどんな小さな村だってちゃんとtribeな数の先生がおられる。私は、小さい教育長さんの教育委員会で教科書の選択なんかできるかという発想に対しては反対であります。学校の先生が50人おって自分たちの使う教科書がどれがいいかということについて自分たちが判断ができない、そんな先生方なら皆さん方が採用してはいけません。皆さん方の先生といっしょになって気持ちを合わせたならこれだけのことが地域の子どもたちに、お年寄りに、お母さん方に出来る。社会教育についてもこれだけのことが出来る。そういうふうな発想を転換してもらえれば、八丈島の小島にあるような小中学校合わせて単級学校でたった7、8人しか子どもがいませんという学校ならばともかくとして、先生1人、2人で小中学校をやっているような学校ならともかくとして、普通の町村の教育委員会ならtribeな仕事ができるはずですよ。私がアメリカへ行って感心いたしましたのは、教育長が学校を案内してくれる、各先生方の教室をのぞいて全部ファーストネームで少々の町だったら教育長が先生の名前がよべます。そこに教育委員会というものの基本的な出発点があるのです。そこから皆さん方で、何をやらうかということをお考え直していただきたい。教育委員というのは地域の人々の声を引き上げるために大事であり、教育委員を通じて考えていることを地域の人々に伝えていく役割もしなければいけません。

これからの日本がどこへ行くか。その日本の将来とともに皆さん方の地域の将来も考えなければいけません。地域の将来が高齢化社会を迎えてどういうふうな地域になるかということを考えなければいけません。都会の下町と山村は違う、何とかして山村も盛んにしたい、もういっぺん活性化を図りたいという希望に燃えておられる。半島の村や町も何とかして活性化を図りたい。教育を通じて何ができるかということを考えていただきたい。こういうのが皆さんの役割であります。そういうふうに、自分たちがしなければならぬことを掘り起こしていく。そして自己責任を遂行していく。そこに教育委員会の大きな役割があります。これからの日本は、学校教育というのが教育であって、教育が終わったら仕事をして、そしてある年になったら隠居をする、こういうライフパターンではもうもたないのです。教育は学校だけではない、地域社会の環境を含めた教育態勢を整えていって健康な母子を育てる、この育てるということから教育を見直して、そして仕事をしながら絶えず勉強しているというシステムを続けていかなければいけない。年をとっても最後まで勉強している、自分が何であるか、安心立命を得るところまで精進をつづけていく、こういう日本の生活パターンに変えていかなければいけない。教育は生涯に広がる、それが生涯学習という考え方なのです。それはどこから生まれてくるのか、一人一人からです。それを地域の課題としてどう受け止められるかということを考えなければ、生涯学習、生涯教育というものは身についた施策にはならない。そういう意味で市町村教育委員会がやっと今出番が出てきた。これから皆さんに制度の趣旨に立ちかえって努力をしてもらわなければならない時がきた。今までのような発想で教育委員会を考えているのでは、教育委員会の趣旨ではなかった。考え方を変えることによって今の問題に取り組むことができるということになった。大いに皆さんのお骨折に期待したいと思っている次第でございます。御静聴を感謝いたします。(6.1.6.3)

(文責在記者)